

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 23 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03526

研究課題名(和文) 医療介護保険制度の将来像に関するシミュレーション分析

研究課題名(英文) Future Projectuon of Health and Long-term care Insurane Systems

研究代表者

福井 唯嗣 (FUKUI, Tadashi)

京都産業大学・経済学部・教授

研究者番号：10351264

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、会計的手法に基づいて都道府県単位での医療・介護保険財政の長期推計モデルを構築し、市町村国保、協会けんぽおよび介護保険の都道府県別所要保険料に関する将来推計を行った。

本研究で得られた主な知見は以下の通りである。(1)高齢化の進展度合いの違いにより将来の市町村国保の所要保険料の上昇には地域差が見られる、(2)現状の財政調整の枠組みにより、協会けんぽと介護保険における負担の平準化は概ね機能している、(3)医療・介護保険制の公費負担の今後のあり方について、両者を統合した上で検討が必要である。

研究成果の概要(英文)：Our research constructed a comprehensive and prefecture-based future projection model of health insurance (HI) and long-term care insurance (LTC) finance. We forecast the prefecture-based premium rates of the HI managed by municipal National Health Insurances (NHIs) and Japan Health Insurance Association (JHIA).

Our projection mainly shows that (1) the pattern of increases in the future NHI's premiums is different between prefectures by speed in aging, (2) the current financial adjustment system under JHIA and LTC is well functioned, so that the regional premium rate is mainly correlated with the demand-supply system of employee-based HI and LTC., and (3) we have to find better system for that equalize each burden of cohorts including all future generations.

研究分野：社会保障論

キーワード：医療保険財政 介護保険財政 公費負担

### 1. 研究開始当初の背景

高齢化に伴う将来の医療・介護保険給付費の増大は多くの先行研究が指摘するところである。制度維持のためにはそれを誰かが負担していかなばならず、給付費増大に伴って費用分担の公平性への関心がますます高まっていくものと推察される。医療・介護保険の費用負担構造を複雑にしている原因は、保険者が細分化されている上に、給付費の一部を賄う公費負担や様々な財政調整による保険者間の負担再配分がつぎはぎのように行われていることにある。医療・介護保険給付費の費用分担の今後のあり方、および、より望ましい保険者間の財政調整制度について検討することが必要となっている。

### 2. 研究の目的

社会保障・税一体改革における医療介護関連の改革の方向性は、サービス提供体制改革と保険制度改革という二本立てとなっている。平成26年6月18日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」においても、これら二つの改革の方向性が同時に盛り込まれている。

同法は、病床機能報告およびそれを踏まえた「地域医療構想（ビジョン）」の策定を各都道府県に求めている。また同法では、地域における介護施設整備を促進するために消費税増税分を財源とする新たな基金を都道府県に創設することも定めている。一体改革が目指す「病床の機能分化・連携」および「在宅医療・介護の推進」というサービス提供体制改革の推進役は、費用面と医療分野では各都道府県が、介護分野では各市町村が担うことになっている。

さらに同法には介護保険関連の制度改革として、介護予防給付の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの入所要件の見直し、一定以上所得者への利用者自己負担の引上げ、といった、介護保険給付範囲の見直しも含まれている。従来からの介護保険制度運営だけでなく、「地域包括ケアシステム」の構築によって拡充される居宅介護サービス提供についても、各市町村に対して多くの役割が委ねられていくことになる。

一方、社会保障・税一体改革の下で医療保険制度の改革も別途進められているが、その動向はいささか迷走している。その原因の一端には、細分化された保険者間の利害関係の調整の難しさがある。現在、市町村国保では都道府県単位での財政運営への移行が進められているが、市町村国保と被用者保険（協会けんぽ・組合健保・共済組合）とでは保険料賦課のしくみが大きく異なる。そのため、これら医療保険者の拠出によって賄われる後期高齢者支援金や介護納付金の分担について、全保険者を通じた一体的な制度設計がそもそも困難な状況にある。そうした中、被

用者保険内では、これら他制度への拠出について応能原則に応じた配分（総報酬割）の導入が一部実施され、さらにその拡大が検討されている。しかしながら、さらなる負担増となる組合健保が応能原則の拡大に難色を示すという構図が続いている。

組合健保が応能原則の拡大に抵抗する根拠がないわけではない。被保険者1人当たり医療給付費は市町村国保で高く、組合健保では低く、協会けんぽがその中間に位置している。応益面でみて必ずしも均質でない医療費を「公平に」負担することに対する難しさがあるのも事実である。

このように、高齢化の進展で増大していく医療・介護費用の分担について検討する場合には、国レベルでの議論でその大まかな方向性を把握した上で、具体的な費用負担の調整においては地域単位・保険者単位で検討することも必要である。さらに、今後高齢化が本格化し、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年以降には、市町村単位で運営されている介護保険財政の地域差も無視できない問題となってくるであろう。介護保険給付費の一部は医療保険制度からの拠出（介護納付金）で賄われており、医療・介護保険財政の将来を考える上では、これらをそれぞれ別個に扱って検討するだけでは不十分となってくるものと考えられる。

### 3. 研究の方法

研究方法は3か年の研究遂行の中で徐々に改良を重ねているため、本報告書では最終的な研究方法の概要について紹介する。

本研究が依拠するのは会計的手法による都道府県ベースでの医療・介護保険財政の将来シミュレーションであり、それを応用することで、2040年度までの市町村国保、協会けんぽおよび介護保険の財政について都道府県別の将来予測を行う。推計のベースとなるのは『日本の都道府県別将来推計人口』（国立社会保障・人口問題研究所）の推計人口である。

介護保険制度に関する制度統計を基に、都道府県別×年齢階級別1人当たり介護給付費を推計した上で、現行制度を踏まえて介護保険制度内および医療・介護保険制度間の財政調整等（調整交付金を含めた公費負担分、介護納付金）を算定し、第1号被保険者および各医療保険に加入する第2号被保険者に課されることになる所要保険料を都道府県別×保険者別に算出した。

当初想定した推計手順の概要は以下の通りである。

『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）からは、「都道府県別×年齢3区分（45-64歳、65-74歳、75歳以上）×要介護度別要介護者数」および「都道府県別×要介護度別×介護3サービス（居宅・施設・地域密着）別受給者数」および「都道府県別×要介護度別×介護3サービス別費用額」の情報が得られる。

一方、『介護給付費実態調査報告』（厚生労働省）からは、全国ベースの情報として「年齢階級別（5歳刻み）×介護3サービス別受給者数」と「年齢階級別×介護3サービス別×要介護度別件数」が、都道府県ベースの情報として「都道府県別×要介護度別×介護3サービス別件数」と「都道府県別×要介護度別×介護3サービス別費用額」が得られる。

施設サービスの受給者数と件数は定義上ほぼ等しくなるので、これを結節点として上記の情報をクロスさせ、そこから法定の利用者負担分を差し引くことで暫定的に都道府県別×年齢階級別1人当たり介護給付費を求め、最後に、年齢階級別1人当たり介護給付費と年齢階級別人口とを乗じた都道府県単位の介護給付費の集計量が全国ベースでの給付額と一致するように全体を比例調整することで、都道府県別×年齢階級別1人当たり介護給付費の初期値が推計される。

しかしながら、当初の想定と異なり3サービス（居宅・施設・地域密着）の費用額を区分して扱うことが予期せぬ誤差を生む危険性があることが確認された。したがって、最終的な研究成果としては3サービスの費用額を区分しない形で介護給付費の初期値を設定した。

設定された初期値に対して将来の伸び率を外挿し、都道府県別×年齢階級別人口を乗じたものを集計することで将来の都道府県別介護給付費を推計した。

介護給付費の一定割合は医療保険者からの納付金で賄われ、医療保険者（第2号被保険者）によって分担して負担される。居宅サービス分は25%、施設サービス分は30%が地方負担となり、国庫負担分（居宅サービス分は平均25%、施設サービス分は平均20%）は後期高齢者加入割合と第1号被保険者の所得段階別加入者割合によって算定される調整交付金によって定まる。残る部分を各地域の第1号被保険者が保険料として負担することになる。このような想定によって将来の介護給付費の推計を行った。

#### 4. 研究成果

いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎える2025年が、高齢化進展の一里塚とみなされており、「社会保障・税一体改革」において、政府は医療・介護サービスの提供体制の見直しとともに、医療・介護保険財政の改革を進めている。

今後全国レベルで高齢化が進展し、介護給付費が増大していくことが見込まれるが、高齢化の進展速度には地域差がある。今後、地域ごとの高齢化の進展が介護保険料にどの程度のインパクトを持つか、また、保険料の地域差はどのような傾向を辿るかについて、可能な限り長期的な視野を持って推測しておくことには一定の意義がある。そこで、介護保険財政の都道府県別長期推計モデルを構築し、2040年度までの介護給付費および

65歳以上被保険者が負担する介護保険料について都道府県単位で推計することを3か年度を通じての研究課題とした。

このうち、初年度である平成27年度における主たる研究成果として得られた知見は以下の通りである。

(1)現状の介護費用には、年齢構成の違いによる影響を取り除いてもなお残る地域差があり、その多くは要介護（要支援）認定率の地域差以外の要因に起因する。(2)高齢化の進展に伴い、すべての地域で介護給付費は2040年度まで増大を続けるが、高齢化の進展速度の違いにより、介護給付費の地域間格差は少なくとも2035年度ごろまでは長期的に拡大していく。(3)第1号被保険者の1人当たり保険料の動向は、介護給付費の動向と必ずしも連動しない。調整交付金による国庫負担の傾斜配分の仕組みは、一定程度機能している。

得られた知見は「介護保険財政の都道府県別将来推計」（『京都産業大学論集 社会科学系列』第33号、61-80頁）として公表した。

また、次年度以降の研究準備として、現状における医療費の地域差指数（地域の医療構成の違いを排除した医療費）をベースに、地域差指数の縮小がどの程度の医療保険財政の改善をもたらすかについて定量的に明らかにすることを企図し、医療費の地域差が現状のままの場合の推計と地域差指数が縮小した場合の推計とを定量的に比較するためのデータベースの構築を行った。

中間年度である平成28年度における主たる研究成果として得られた主な知見は次の通りである。

(1)市町村国保・協会けんぽの医療費の地域差指数、および介護費用の地域差指数については構造的格差（固定効果）が確認されるが、それらが時系列的に平均へと安定的に収束しているという統計的事実は確認できない。

(2)医療費の地域差指数と介護費用の地域差指数については逆相関の関係が確認され、医療・介護サービスの提供サービスの見直しが医療・介護保険財政にもたらす影響の考察に際しては、両者の相関関係を考慮に置くことが必要である。

得られた知見は「医療費・介護費用の地域差指数に関する統計的考察」（未定稿）として取りまとめた。

最終年度である平成29年度は、前年度までの研究成果を踏まえた取りまとめとして、以下の2つの課題に取り組んだ。

(1)医療・介護保険財政は社会保険方式をとっており、それぞれの社会保険料収入だけでなく、国税・地方税等を財源とする公費負担（国庫負担及び地方負担）によって支えられている。今後増大することが予想される公費負担のあり方についての考察を行うため、これまで構築してきた医療保険財政・介護保険財政についての都道府県別将来推計モデ

ルの統合を行った。

(2)介護サービス内容および介護費用についての地域差が観察されることに注目が高まりつつある中、医療費と同様に、介護費用の地域差の縮小に向けた取り組みが積極化しており、介護費用の地域差の現状を踏まえた上で、医療費の地域差縮小に向けた取り組みを参考に将来の介護費用の地域差の動向について様々な想定をおき、それが将来の地域別介護保険財政に及ぼす影響について考察した。

本年度は3年度にわたる研究活動の最終年度にあたるため、これまで構築してきた医療・介護保険財政についての地域別将来推計モデルの推計手法および主たる研究成果についてのドキュメント(「地域別医療・介護保険財政についての将来推計について」(未定稿))を作成し、研究成果の公表に向けた準備を整えたところである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

福井 唯嗣,「介護保険財政の都道府県別将来推計」、『京都産業大学論集 社会科学系列』,査読有,2016,第33号,pp.61-80,  
<http://hdl.handle.net/10965/1311>

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

福井 唯嗣 (FUKUI, Tadashi)  
京都産業大学・経済学部・教授  
研究者番号: 10351264